

# 新しい「母の會」とその運営

内 山 憲 尙

## 一 母の會の意義

學校教育法の第七十七條は幼稚園の目的を示したものであるが「幼稚園は幼児を保育し適當な環境を與えて、その心身の發達を助長すること」とあり、更に今度出され様としている兒童福祉法の保育所設置基準の案には、「保育所は乳幼児を保育し、適當な環境を與えその心身の健全な發達を圖る。共に、乳幼児の保健並に保育に關する衛生的、文化的習慣を家庭生活に於て確立することを目的とする」とあり、共に「適當な環境」即ちよい環境を與えてやることが目的の中心をなしている。

幼児の環境は幼稚園、保育所の環境だけではない、家庭の環境、社會の環境と相まつて完全な保育が出来るのである、ことに家庭の環境は幼児の教育にとつては重要なことは論を保たないところである。

母の會は、幼児の適當なる環境を作つてやり、常によき環

境の中に生活させるための、幼稚園、保育所とお母さんその連絡機關に外ならない「母の會なんか作つても幼稚園のためになることは一つもない」とか「母の會を作る様な上品なお母様は私の保育所にはいません」とかの言葉を聞くことがあるが、これは間違つた考え方であつて、母の會は幼稚園のためのものであつたり、お母さんのためのものであつたりしてはならない、母の會はどこまでも「子供のため」のものである。

従來、母の會が財的後援機關であつたり、社交機關であつたりしている向があつたが、これは本來の目的から遠く離れてゐるものである。

家庭のお母さんたちは幼児が幼稚園、保育でどんな環境の下に生活しているかと云うことを知らなければならぬ、同時に幼稚園保育所の先生たちは、幼児が家庭でどんな環境に於て生活しているかと云うことを知らなければならぬ。

母の會は子供たちを幸福にするための保育者と家庭との完全なる握手である。

## 二 母の會と P・T・A

最近小學校に於て P・T・A が作られているがこの運動は一八九七年（五十一年前）アメリカのワシントンに「全國母親の會」が生れ、それが發達して十年後に P・T・A が作られたのである。P・T・A は Parents and Teachers Association の頭字を採つたもので「父母と教師の連合會」「父母と先生の會」等と云われている。その目的として次の様な事項が擧げられている。

- 一、兒童、生徒の教育、とくに體育的、精神的、社會的、心理的部面に於て適切な教育が行われるよう教師と一般社會との間によい協力關係がとられることにつとむること。
- 一、兒童生徒の教育について父母と教師が、最も適切に協力し合うように家庭と學校が緊密に連絡をとること。
- 一、家庭生活の水準を高めることに力をつくすこと。
- 一、兒童や生徒の監督及び保護に必要な法律を得るために骨をおること。

一、學校、家庭、社會等に於て兒童、生徒がより多くの幸福をうけることができるようにすること。

アメリカに於ては P・T・A の組織が普及し發達して、全國父母教師の會が結成されていて、いろいろな調査、研究事業がなされ、毎月プログラム表が發表せられ、教育上の参考とされている。或は兒童、生徒を幸福にするために議

會への發言もされると聞いている。

我國最近の小學校に於ける P・T・A 運動は稍活潑になつて來て一種の流行の感さえある、こゝに戰爭中は上からの命令で學園教育奉仕會の基準的な會則が發表せられて各國民學校は一律にこれに倣つて作られ、學校長の指名選任したる評議員によつて會長が選出されると云う、非民主的な方法で運営されて來たのであるから、一應は民主的な父母の會に改組する必要があるが、保育界に於ても左の意味にて出來るだけ總意を盛り込んだ、母の會とすべきである。

- 1、幼稚園、保育所の目的なり仕事を認識させるため。
- 2、幼兒の教育の重要性を知らせるため。
- 3、保育に協力をさせるため。
- 4、家庭生活の水準を高めるため。
- 5、家庭の環境を知るため。
- 6、先生と父母とが親密化するため。
- 7、會員相互が親しくなるため。

しかしこゝで考えなければならぬことは、小學校の P・T・A と幼稚園、保育所の母の會とは性格がちがひ組織がちがつているから自らちがつたものが生れなければならない、即ち保育には獨自の母の會が作られることが必要である。

## 三 新しい母の會の在り方

母の會の新しい機構として考えなければならぬことは、

先ず第一に、園長や所長の獨斷で作らないこと、即ち母の會の會員全體の總意を尊重して正しい民主的な組織によること、第二にはすべての會員はみんな同等の權利を持ち義務を負うこと、第三に母の會を自分たちの會であると云う認識を持つこと、第五は一二の役員が專斷することなく、公平な方法で且つ出来るだけ廣く役員を選ぶこと等である。  
こゝに母の會の會則の一例を示すと次の如く

### 〇〇幼稚園母の會規約

名稱 本會は〇〇幼稚園の會と云います

事務所 事務所を東京都〇〇に置きます

目的 本會は幼稚園と家庭とが力を合せて常に幼児の環境を整し、その福祉を増進することにつとめます

會員 本會は現職の職員と在園児の父母を以て組織いたします

事業 本會は左の事業を行います

- 一、母の會の開催
  - 二、講習會、座談會の開催
  - 三、年中行事の開催援助
  - 四、施設資材等に對する援助
  - 五、其他必要と認める事業
- 部組織 本會に左の部を置きます

- 一、庶務部 庶務、會計、例會の開催等
- 二、文化部 各種行事の開催

三、厚生部 遠足、運動會、衛生保健に關すること  
四、教養部 講習會、座談會、生活上に關すること  
役員 本會に左の役員を置きます

一、常任幹事 五名以内

二、部幹事 若干名

幹事は會務を分掌し總會で會員中から互選します。常任幹事は各部から一名を選出し、常任幹事會を組織して會の重要事項を處理します。

會費 會員は會員の總意に基いた一定の會費を納めるものとします

總會 毎年一回四月に總會を開き必要ある時は臨時總會を開きます

運営 本會は園長と常任幹事會との緊密な提携により圓滑な運営を計るものとします

附則 本規約は總會の決議によらなければ改正出来ません。こゝで根本的に考えられるのは、會員を在園児の母親ばかりにするか、卒業児の兩親も入れるかと云うことである、卒業児の兩親も進んで参加してくれるなれば會員として扱つてもよい。或はこれを正會員、賛助會員とすることも考えられる。

要は母の會の會員がお互に仕事のしよい様に規約を作ることである。

## 四 新しい母の會の運営

新しい母の會に於ては園長の専横は許されない。園長も出來れば一會員の地位で、お互に相談し合い協力し合つてやつて行く可きである。

例えば従來は遠足をするにしても、園長が勝手に場所も日も経費も決定してしまつたのであるが、厚生部の人たちに集つて貰つて場所、日時、経費等の相談をする。もし出來れば、幹事の二三名が實地の下見分に行く。(園側として先生の参加は勿論必要である)かくして大體が決まつたら、園長と常幹事會とでこれを決定し、更に厚生部幹事の内から選ばれた人が、電車の交渉や、入場料の要る場所ならその豫約申し込みをするのである。

役員は出来るだけ公平な選出方法によつてなる可く多くの人をそれぞれの向きによつて各部に配當して貰う。それと共に各部が生きた仕事の出来る様にそして、各部の自主性を充分に發揮させなければならぬ。注意することは各部の對立である、これを避けるために常任幹事會を強化し、各部の連絡をとると共に、各部の仕事の分量、經濟的な負相等もなる可く同じ様に平均させることが必要である。

経費は會費をとる外に、會として適當な事業を行つてこの収入で運営することが考えられる。例えば家庭から不要品を持ち寄つてバザーを開くとか、母の會の主催で農産加工、手

藝品等製作品の特賣をやるとか或は又演藝會、映畫會、音樂會等を催してその収益によつて活動するとか云つたものである。

母の會は一二の権力者によつて支配されたり、寄附をした人や名門家のために左右される様なことがあつてはならない。或は又、政治的な色合いを持つたり、營利を目的としたりする様なことのない様充分注意す可きである。

## 五 母の會例会の開き

どこの幼稚園、保育所でも一番こまつていることは「母の會を開いてもお母さんたちが集つてくれない」と云うことである。

しかし、これは母の會への認識と訓練の如何によつてはたやすく解決されることである。筆者の母の會では毎月やつてゐるが、どんなに少くとも半数以上は必ず出席している。次の様な點に留意してやれば可成りの出席者を得られると思ふ。

- 1、母の會は自分の會であると云う認識と自覺を持たさる
- 2、集りを有益で面白いものとする
- 3、毎月出來れば日をきめてやる
- 4、開催時刻を正確に守ること
- 5、開催時間を短かく(一時間以内)すること
- 6、平常着のまま、氣安く出席出来る様にすること

7、毎月の會に變化を持たせること、即ち内容の變化が必  
要で

講師を他から招聘するもの

園長の話

受持ち保母との懇談

製作品の展覧

其他、新年會、年中行事の會

等、うまく組み合わせればよい。

常にこまるのは附添の幼児即ち二三才から四才位の小さい  
子供が母親と一緒に來ることである。講師の話を書く様な場  
合他の人の邪魔になる、どうしてもつれて來なければ仕方の  
ない人のためには、別室でこれ等の附添幼児を保母さんが、  
話中預つて遊ばせてやるより方法はない。

## 結 び

以上、母の會の新しい方向について概説したが、組織なり  
運営なりは第一に人の問題であり第二は土地の問題である、  
人に應じ、土地に應じて作つて貰えばよい。小學校がP・T・  
Aを作つたからと云つて徒らに新奇を好み流行を追つて單  
にその眞似をして、それと同じものを作る必要はない、幼稚  
園は幼稚園、保育所は保育所それぞれ特質があり、差異が  
あるのだからその特性を生かし、それぞれ独自の立場に  
於て、組織運営して行く可きである。

要は、今後の教育、こゝに今日の教育は幼稚園、保育所と  
家庭及び社會の三者が一體となつて、常によき環境を作つて  
やることである以外にはないと、認識し、認識させて、三位  
一體の完全な教育が施されなければならないと云うことで  
ある。

## ○春を迎える(2)

春を迎えるために、用意はよく出来ていますか。

折角幼稚園を楽しみに訪れて來る春を、通り過ぎてゆかせないた  
めに。

窓簾子はふいてありますか。すきとおるように。

庭はよく掃いてありますか。ごみのちらかつていないように。

やわらかい風にほどける心。

あつたかい日光になごむ心。

花と共に咲く心、蝶と共に舞う心。

芽と共に新しい心、鳥と共に歌う心。

こどもらの笑い聲に和する笑い聲。

こどもらの笑顔にこたえる笑顔。

春に和する心、春にこたえる心。

春を迎えるために、あなたの心の用意はよく出来ていますか。